

平成22年度 第4回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年9月16日(木) 15時00分～16時00分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館 1114共用会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査マニュアルの改定の概要
- 資料2 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)【平成22年9月改定版】
- 資料3 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定新旧対照表
- 資料4 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定案についての御意見及び御意見に対する考え方
- 資料5 政治資金監査に関するQ&A(平成22年9月改定)
- 参考資料 政治資金監査に関するQ&A改定概要
- 資料6 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施計画について
- 資料7 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料A 政治資金監査に関する研修テキスト【平成22年9月改定版】

資料B-1 登録政治資金監査人に関するアンケート調査結果について

(日本公認会計士協会)

資料B-2 登録政治資金監査人アンケート調査結果 (日本税理士会連合会)

資料C 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項の検討の方向

資料D 平成22年度下半期における政治資金適正化委員会の審議事項 (案)

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成22年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜りまことにありがとうございます。

なお、本日は都合により谷口委員が欠席となっております。

議事に入る前に、平成22年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成22年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題「政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定について」、及び関連する委員限り資料の説明を事務局にお願いします。では、参事官どうぞ。

【村手参事官】 それでは、議題1関係の資料について御説明をさせていただきます。資料の1、2、3、4、資料Aが議題1関連の資料でございます。資料の4でまず御説明させていただきますと思っております。

前回の委員会の後、8月12日から9月10日までパブリックコメントを実施いたしまして、6件のマニュアルの改定に対する御意見をいただきました。

順次、その御意見と政治資金適正化委員会事務局としての考え方の御提案について御説

明をさせていただきます。

まず、1番でございます。領収書等に記載不備がある場合、亡失等一覧表への記載を要求する前に必要記載事項が記載された領収書等を具備するように政治団体に要求すべきだという御意見でございます。

右側でございますけれども、政治資金監査でございますが、国会議員関係政治団体の支出の状況を確認するためのものということでございます。実際に春、実施いたしましたアンケート調査等で政治資金監査を行った登録政治資金監査人から伺いますと、必要記載事項に、記載不備のある領収書についても商慣習や税務の上で問題なく取り扱われている例もあり、政治資金監査の趣旨に照らして会計責任者が記載の追加や再発行を要請した結果を確認するまでを政治資金監査の範囲に含めることは合理的ではなく、一律に記載の追記や再発行を要請するよう求めることまでは必要ないとの意見が寄せられています。

会計責任者には政治資金規正法の11条の規定によりまして、領収書等の徴収義務が課せられておりまして、その違反には罰則も科せられることとなります。領収書等の必要記載事項に記載不備のある場合には、当然登録政治資金監査人がその旨を指摘すれば、会計責任者は義務違反の状態であるということ認識するということになりますので、この必要記載事項の記載された領収書等を具備するための努力というものをすべき立場に会計責任者が立つというように考えます。このため、さらに登録政治資金監査人が、マニュアル上の統一的な扱いとして、会計責任者に対して領収書等の記載の追加や再発行の要請を求めることとするまでは必要ないと考えられるため、原案のとおりとさせていただきたいということでございます。

なお、会計帳簿と記載事項の整合のとれていない領収書等に係る支出は、亡失等一覧表に記載されますので、国民の前に明らかになるということでございます。

次に、2ページ目でございます。政治資金監査において確認する領収書等の記載事項に支出の相手方の住所、氏名を加えるべきだということでございます。3事項、支出の目的、金額、年月日が領収書等の必要記載事項とされているけれども、領収書等に相手方の住所、氏名が記載されるのは社会通念上当然であり、その一部又は双方の記載がない場合の処理方法をマニュアルで規定すべきという御意見でございます。

政治資金監査において確認する領収書等につきましては、住所、氏名など領収書等の発行者に係る事項の記載を欠き、支出を証する真正な書面として疑義がある場合には、その信頼性が確保できないということから、御指摘を踏まえまして、資料3の政治資金監査マ

マニュアルの改定新旧対照表、15ページの15のところについて修正をかけたいというところでございます。今、その高額領収書等のうち以下のような領収書がある場合には、真正なものであることを会計責任者等に確認することとして、例示といたしまして、・の4つ目に「住所の記載が曖昧（番地まで記載されていないもの等）である場合」というように書いてございますが、これを「氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）である場合」と修正させていただけたらというように考えております。

次に3ページでございます。3番でございますが、支出の相手方の住所、氏名について、会計帳簿の必要記載事項から除外すべきではないかという御意見でございます。政治資金規正法上、会計帳簿の記載については相手方の住所、氏名を記載すべきこととされているけれども、領収書等の記載事項に相手方の住所、氏名を加えることで、会計帳簿にそれを改めて記載することが省略可能となり、政治団体の事務負担軽減につながると考えます。また、一般の商業簿記において帳簿に支出の相手方の住所まで記載する例はなく、税務の領域においても消費税法30条に定められた仕入税額控除では、支出の相手方の住所は、帳簿の必要記載事項となっておりません。さらに、政治資金規正法上、1円以上の支出に係る領収書等も開示請求の対象となっている一方で、会計帳簿は開示制度の対象となっていないことも考え合わせれば、上記の省略は妥当と考えますという御意見でございます。

右側でございますけれども、会計帳簿に支出の相手方の住所及び氏名を記載すべきことは、政治資金規正法の明文で政治団体の会計責任者に課せられた義務であるということになっておりますため、当該義務の範囲の変更には政治資金規正法の改正が必要になりますことから、国会等において十分な検討がなされるべき課題と考えます。したがって、現行の政治資金規正法に基づき行う政治資金監査の方法について定める本マニュアルにおいては、原案のとおりとさせていただきます。なお、本委員会においても御意見は今後の議論の参考とさせていただきますとさせていただきますというところでございます。

4番でございます。人件費の取り扱いに関して、給料について単にその手取り額の領収書等を確認し、当該領収書に係る所得税の源泉徴収額や社会保険料については全体のその団体の合計金額について領収書等を確認すれば足りるということになっております。賃金台帳や源泉徴収簿により、個人別の給料の支給額を必ず確認することとされていない。しかし、個人別の給料計算の適正性の検証は、所得税法への準拠性を確認することであり、

外形的に確認可能と考えられることから政治資金監査において、人件費を確認する際には賃金台帳や源泉徴収簿などの証憑書類を必ず確認するようにすべきという御意見でございます。また、領収書等に印紙が適正に貼付されているかどうかを確認することも同様と考えており、政治資金監査において通常確認する事項にこれらを含めるべきと考えるという御意見でございます。

これについての考え方でございますけれども、この所得税の源泉徴収額や社会保険料の計算、また領収書への印紙の貼付の有無につきましては、登録政治資金監査人が政治資金監査において必ず確認すべきこととはされていませんけれども、政治資金監査マニュアル上、政治資金監査の現場で関係法令上の問題点等を発見した場合には、登録政治資金監査人は、その職業的専門家としての能力と知識を生かして会計責任者等に対するヒアリング等を行うことを妨げないものとされています。したがって、原案のとおりとさせていただきますとしてございます。

次に、4ページの5番でございます。政治団体の会計責任者や職務代行者に、会計に関する知識が不足しているとの意見が、多くの登録政治資金監査人から寄せられている。今後、総務省において、これらの方々を対象とした研修が行われるよう希望するという御意見でございます。これにつきましては、「御指摘を踏まえて、政治団体において適切な会計処理が行われるよう、今後の対応を検討する際の参考とさせていただきます」とさせていただいております。

6番でございます。政治資金監査制度のあり方について、複式簿記の採用を希望する意見が寄せられているということで、収支のみならず、ストック情報の適正化が図られれば、いわゆる「政治とカネ」の問題も明確になって、一層政治資金の適正と透明化が進むものと考え、この点は、法改正要望であるが、今後の検討事項として意見を提出するという御意見でございます。

これについても、3番で申し上げたのと同じように、政治資金監査において確認する会計帳簿や収支報告書に記載すべき収支については、政治資金規正法において定義されてございますので、このような改正をすれば、法改正が必要になりますことから、国会等において十分な検討がなされるべき課題としてございます。したがって、現行の法律に従って行います政治資金監査の方法について定めますこのマニュアルにおきましては、原案のとおりとさせていただきたいということで、なお、本委員会においても御意見は今後の議論の参考とさせていただきたいとさせていただけたらと思っております。

次に、5ページでございますけれども、参考資料で掲げさせていただいてございますが、パブコメ案で出てきたものではございませんけれども、ちょっと事務局で見直して、同じような単語が別々の箇所で違う表現をしていたり、また、正確を期していなかった表現というものを事務局から訂正をお願いしようというものでございます。

1番につきましては、先ほどの新旧対照表の15ページの15番のところの先ほどの4のところの2つ上の・なんですけれども、以前は「同一振出人で、数種類の様式の領収書等がある場合」と書いてございましたが、ここの「振出人」という表現をほかのところで「発行者」という表現で使ってございましたので、統一を図るために「同一の発行者」に変更させていただきたいと考えてございます。

それから、この同じ15ページの18のところでございますけれども、前回御議論を賜った中で、この18のなお書きとまた書きのところでございますが、「領収書等と同様に保存・提出すべきである」というように以前、ここの案を提案させていただいて、パブコメ案に出させていただいたところであります。法律上、領収書等につきましては、写しを提出するということになってございますので、正確を期すために「保存し、写しを提出すべき」というように訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これに伴って、今申し上げた2カ所の部分と、パブコメ部分の1カ所の部分を直させていただいたらということで御提案を申し上げたいということでございます。

資料1の概要については、以前のとおりのものでございます。

それから、資料のAでございますけれども、Aの後ろの方に参考資料とついているものがございます。今のテキストにも盛り込んでいるんですが、「政治資金監査チェックリスト」というリストをつくっております。資料Aの後ろの数枚のところ、今までもチェックリストをつけていたわけでございますが、今回、監査の手順を変えたことに伴いまして、領収書のチェックの手順というものを変えたこと等をチェックリストに反映させたものでございまして、その訂正部分に下線を引いてございます。詳しくは御説明申し上げませんが、マニュアルの改定に伴って必要な箇所を訂正したということでございますので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問や、御意見ございましたらどうぞ御発言ください。

池田委員、お願いします。

【池田委員】 このパブコメの2番から6番までは、日本税理士会連合会が出した意見であります。これは、連合会として、公益活動対策部というのがございまして、そこで今年初めから実際に監査をした監査人からのアンケートをとりまして、意見を集約したものであります。私は委員として、この件については、ここで発言をし、あるいは解決済みということはよく存じておりますが、しかし、何かの形で正式に記録として残していただきたいと、こういうことからパブコメにこういう意見を出させていただきました。回答もこれは百も承知で、要は、政治資金規正法を中心として、そこで考えていく、それ以外のものはマニュアルで整理していこうという基本的な考え方はよくわかっているんですが、現実に現場の税理士が監査をいたしまして、このようところがやはり問題点ではないか。しかし、現行法ではどうしようもないんだというふうな答えは、初めからわかっているわけなんです。であれば、法律改正ということを次の段階で考えていただきたい、こういうふうなことで出したわけなんです。

ですから、いわゆる領収書、それから会計帳簿、これがいわゆる主役でありますから、その領収書の定義が現在の現行法の政治資金規正法では、3事項があればいいんですよというふうな法律がどうもうまくいかない。でも、これは現行法ですから、どうしようもないんですけれども、今後に向けてそこらあたりを考えてもらえないかなと、こういう意見を出したわけなんです。よろしくお願いします。

【上田委員長】 事務局から、何か御意見ございますか。参事官、お願いします。

【村手参事官】 貴重な意見を賜りまして、どうもありがとうございます。まさに今までも御議論を賜ってきたところでございますし、その問題点の指摘をしていただいたということでしっかりとその問題点を認識しながら、今後の議論に役立てていきたいと思っております。当委員会の所掌事務といたしましても、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、意見を述べられることもございますので、それについて本委員会でも議論を賜りながら、しっかりとその点についても議論を深めていったらというようにも思っております。

実務上の課題等に即した形で法律というものについて見直しをしていくということになるならば、法律改正のときにその議論というものを供さなければいけないということになりますので、そのタイミングに合わせてそういった議論がしっかりと供せられるような形で御議論を賜っておければというように思っておりますので、貴重な御意見だと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 ほかの点につきましては、御意見ございませんでしょうか。牧之内委員、ほかの点についてもいかがですか。

【牧之内委員】 いや、基本的に意見はないんですが。今、池田委員から税理士会の総意的な形で御意見が出ているということでございますが、現行法上こういう取り扱いをせざるを得ないという点が多いので、その点致し方ないと思います。ただ、6番は、質問自体がこういうふうに取り扱いを変えるべきだということではなくて、いわば今後の検討事項での要請という形をとっていますね。それにしては何か、答弁がちょっとくどいような感じを受けますが、これは本質に絡む話じゃありません。ちょっと感傷的な、質問を出してこの回答を受けた方が、そんなのはわかっているよという感じになるのではなかろうかなという感じを受けました。あと、個々の問題については特にこの回答についての異論はございません。

【上田委員長】 書き振りはくどいというか、親切というか……。

【牧之内委員】 そういうふうにとっていただければ結構です。

【上田委員長】 その辺の微妙なところがありますので、これは事務局の方にお任せしていいですか。

【牧之内委員】 結構です。

【村手参事官】 ありがとうございます。

【上田委員長】 そのほかの点につきましては、何か御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

では、次に政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定につきましては、これで決定いたしたいと思います。

第2の議題の「政治資金監査に関するQ&Aについて」、説明を事務局にお願いいたします。参事官。

【村手参事官】 議題2の関係は、資料5と、5の後ろについてございます参考資料で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、参考資料の方から御説明をさせていただきたいと思います。「政治資金監査に関するQ&Aの改定概要」ということでございます。改定目的といたしましては、今回改定をしていただきましたこのマニュアルの改定を踏まえまして、今まで委員会において議論していただいたQ&Aにつきましても、内容を整理、修正をしようとするものでございます。

その際、マニュアルに追加記載されたものにつきましては、原則としてQ&Aからは削除をするということにしております。Q&Aの構成についても表題を付して、マニュアルの改定において表現を整理したものにつきましては同様の基準で統一を図るなど、よりわかりやすいものにしてございます。

以上の改定によりまして、全体の項目数は、102項目から90項目という形になってございます。

改定の概要でございますけれども、マニュアルにQ&Aの内容が取り込まれたことに伴いまして、Q&Aから削除したものが1ページに掲げた8項目でございます。

裏面に2ページ目がございますけれども、裏面の1つ目の丸、V-16でございますが、見積書等の話で領収書等として認められるかというQ&A、項目でございますが、これにつきましては、今までは認められないということで答えをしていたわけでございますが、このたび請求書等と一体となって会計責任者から示された場合の扱いがマニュアルに記されたものですから、その内容を変更してございます。また、内容や条件が共通していることから合体をして統合をしたものが4項目ございます。

それでは、資料5で、内容をかいつまんで御説明をさせていただきます。2ページ目でございますけれども、語句の整理をしてございます。3ページ目も語句の整理でございます。I-4は、大きく変わったように見えますが、問いを重ねて何々については、ということを書いておりましたのを、「お尋ねの場合」という形で簡素にしてございます。

4ページ目でございますが、II-1につきましては、監査という裸で使われていた用語をなくしたこと、また、マニュアルに合わせて、お尋ねの場合には、「自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類」という形で整理をさせていただいたということでございます。

それから、5ページ目のII-3でございますけれども、これにつきましては、「業務制限には該当しなければ政治資金監査を行うことは可能です」というこの一文でございますけれども、この一文をちょっとうがって見ると、間違ったメッセージを発する懸念もございます。法定上の業務制限に該当しなければ何でもいいんだというような形にも受け取られかねないということで、ほかの問いの中で適当ではない場合も示しているわけでございますので、これを「政治資金規正法上の業務制限に該当しない場合には、登録政治資金監査人として当該団体の政治資金監査を行うことは差し支えありません」という形に直したらどうかという御提案でございます。

Ⅱ－４、Ⅱ－５は、語句の整理でございます。

６ページ、７ページも語句の整理でございます。８ページ、９ページ、１０ページ、１１ページ、１２ページ、１３ページと語句の整理をさせていただいております。

１４ページのⅤ－２でございます。これについては、Ｂ団体が、Ａ団体のパンフレットの配布を依頼されてその費用を負担した場合にということで、Ｂ団体の支出として明細書を出して記述をするんだよという答えだったわけでございますけれども、そのときに、Ａ団体にはこう書くんだよということで書いてあるわけですが、Ｂ団体における記載の方法が書いてなかったものですから、Ｂ団体における記載の方法を追記したものでございます。

１５ページでございますが、Ⅴ－３は記述の整理でございます。Ⅴ－６は、この黒字の部分と赤字の部分、２つの間いがございましたものを合体させたものでございます。

１６、１７は変わってございません。

１８ページのⅤ－１７でございますが、請求書等について、領収書等として認められるか、先ほど申し上げた部分でございます。今までは、領収書等に該当しませんとだけ答えていたわけですが、「ただし」といたしまして、支出の目的が記載されていないなど必要記載事項に欠ける領収書等がある場合で、当該支出の内容を示す見積書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示されたときは、領収書等の記載事項を補足するものとして、突合に利用できますとさせていただきます。

１９ページでございますが、Ⅴ－２０は語句の整理でございます。Ⅴ－２１でございますが、人件費の出金伝票とそれから事務所の賃料に係る判取帳について、間いを合体をさせたものでございます。答えはほとんど同じでありました。

Ⅴ－２２でございますが、２０ページをお願いいたします。領収書等の確認の方法について、マニュアルで変えたことに伴いまして変更をしているものでございます。これについては、新聞代の領収書で、年月日の年が抜けていた場合に支出目的の欄で何年何月分新聞代としてと書いてある、そうしたものはどうかという問いでございました。これについて、答えでは、この場合にあっても、領収書の追記、再発行を要請するように求めることという記述がございましたが、これについてはそれを削除して、それが欠けている旨を会計責任者に指摘することととどめてございます。

２１ページのⅤ－２５でございます。支出の目的の追記ということで、領収書等に国会議員関係政治団体側で追記してもよいのかということでございますが、それはだめですと

いう答えなんですが、「したがって」の後でございます。「会計責任者等において発行者に対し追記や再発行を要請するなど、支出の目的を具備した領収書等を備えるよう求めることが適当です」というふうに書いていたのを、会計責任者において「要請することが適当です」というように直させていただいております。

22ページは、語句の整理でございます。

23ページのV-31でございますが、マニュアルの議論の中で振込明細書と徴難明細書について、いずれかを求められるというような表現がございましたが、それについては法律で正確に振込明細書が優先するような形でということで書き下ろしてございますので、それにしたがって、Q&Aの方も所要の修正をしているものでございます。

24ページのV-32も同じ趣旨でございます。

25ページについては、語句の整理でございます。「監査」という文字を落としてございます。

27ページのVI-2につきましては、問いを合体させたものでございます。黒と赤のものを合体させたものでございます。

28ページ、29ページも語句の整理でございます。31ページも語句の整理でございます。

33ページでございますが、これについても語句の整理ですが、2-2でございます。コンビニエンスストアの収納代行や運送会社の代引のときのQ&Aでございますが、この答えでございますが、「支出に係る物品やサービスを購入した相手方が記載されているべきものと考えます」という形で書いてあったんですが、「相手方を記載することとなります」というように変えてございます。

2-3は、これも政治団体の事務職員に資金前渡しを行って物品を購入した場合と事務職員が立替払いで物品を購入しその後精算をした場合、その2つの問いを合体させたものでございます。

34ページについても語句の整理でございます。問いをオウム返しにしていた答えについて、「お尋ねの場合」というように簡素化したものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 ただいまの件につきまして、御質問や御意見ございましたらどうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 ありません。

【上田委員長】 牧之内委員はないようでございますが、ほかの委員さんも大丈夫でございますか。はい。

それでは、この政治資金監査に関するQ&Aにつきまして、これで決定したいと思います。よろしゅうございますね。はい。

次に順番を変えまして、第5の議題の「その他」として資料C、Dの説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、委員限りの資料で一番後ろの方についてございます資料C、資料Dで御説明をさせていただきます。

資料Cから御説明をさせていただきます。政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項の検討ということで、委員会の所掌事務の中でこの重要事項の建議という項目がございます。これについて今までも議論を賜ってきたところでございますが、今後どのように考えていくべきかということで、御議論を賜ればということで資料を出させていただきました。今まで委員会で議論していただいた事項といたしましては、1に書いてあるような項目をお願いしてきたわけでございます。

①政治団体の会計制度に関する事項といたしまして、先ほどお話がございました「領収書等」の定義の話、また、金銭を伴わない収入及び支出の記載方法、また、クレジットカードで支出を行った場合の記載方法、会計帳簿への住所の記載、こういった項目。また、収支報告書制度に関する事項といたしまして、訂正手続、また、支出項目の区分の見直し、また、金銭によらないものの記載等の収支報告書の様式の話。また、公開制度に関してインターネットによる公表を義務づけるかどうかといった話。また、政治資金監査に関する事項といたしまして、法定業務制限について今のままでいいのかというような議論。また、さらにもっと大きい話になりますが、その他といたしまして、企業会計方式の導入ですとか、また、政治資金収支の範囲という選挙運動費用収支報告書等との関係について、また、収入に関する政治資金監査、また、国会議員関係政治団体の寄附の明細の記載範囲をどうするかといったような、こんなような形での議論をいただってきたところでございます。

これまで委員からいただいた主な意見といたしまして、内容に関する意見、また進め方に関する意見をいろいろいただいたわけでございます。内容に関する御意見といたしましては、領収書概念について3事項というのはやはりおかしいのではないかというような話。また、国会議員関係政治団体以外の政治団体の収支報告書というのものにらみながら議

論する必要があるのではないか、バランスをとった議論が必要ではないかという御議論。また、支出区分の分類といったものがもっと大幅に簡素化する方向で見直すべきだというようにございます。また、次のページにわたりまして、労務の無償提供について、支出の方の計上についてはもう要らないという方向で検討すべきではないかとか、収入監査についても御意見をいただいております。

進め方に関する御意見でございますが、建議したら、政府や国会がどのような対応をするのか、その点について見通しもない状況でただ一方的に出せばということではない。委員会として建議するならば、個別事項を何回もするというのではなく、複数の項目について建議するといった方が重みがあるだろう。何項目かについてまとめて行って、また規律を強めるのと緩めるのと両方でセットで行うのがいいのではないかというような御意見を賜っているところでございます。

そういった委員会での御議論を踏まえて、検討に当たっての視点ということで、3項目まとめさせていただいております。建議内容につきましては、政治団体や登録政治資金監査人からの意見等を踏まえて法令を実態に合わせて合理化するものと、政治活動の自由を確保しつつも、政治団体の透明性や説明責任を高める、そういったものを両方盛り込んでいく必要があるのではないかといった視点。また、国会議員関係政治団体だけでなく、政治団体全体のバランスをとることが必要ではないかという視点。また、法令改正を要する事項について建議を行うには各党各会派の法令改正機運の高まりや国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後3年を目途に行われることになっております法の改正の見直しなど、その時期に留意することが適当ではないかという視点でございます。

これまでの法改正につきましては、各党各会派の改正論議の高まりを背景に選挙制度審議会を設置して得た答申を基に各党各会派と調整しながら提案するか、また議員提案によって行われてきたというような経緯がございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の検討の方向性といたしまして、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項につきましては、やはり当委員会で今までも議論していただいたところでございますので、委員任期満了時までには一定の取りまとめをすべく引き続き検討を行っていただきたいというように思っております。また、それを取りまとめたものをどうするかにつきましては、時期や内容を選びつつ必要に応じて委員会の検討経過の公表とか、また、タイミングが合えば建議というようなことにしていっていただろうかというように考えてございます。

この際、各党各会派の法令改正機運の高まりとか、また、法の見直し時期にも十分留意する必要があるということになろうかと思っております。

次に、資料Dでございますけれども、そういったことを踏まえまして、下半期の審議事項ということで挙げさせていただいております。1番でございますが、政治資金監査マニュアル等の改定ということで、今回このマニュアル改定を決定していただいた後、この改定版というものを正式に監査人に周知をしていくということになろうかと思っております。

また、フォローアップ説明会を実施してまいります。10月から12月にかけて説明会を実施していくということにしてございます。また、収支報告書の要旨の公表を法律上11月末までにするというようになっておりますので、11月末に向けて各都道府県選管、また総務省において収支報告書の要旨の公表が行われるということでございます。そうしますと、初めてのことでございますので、いろいろ問題点が出てきようかと思っております。それについて対応の検討をしていく必要もあるということで、11月に出てきた後、12月又は1月からということで御検討を願おうと考えてございます。

また、今申し上げました、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項の検討についてでございますが、これについて検討して、政治資金適正化委員会としての見解を取りまとめていって、必要に応じ、公表又は建議という形にしていっていただけたらというように思っております。

こういったスケジュール等、また、内容等について御議論を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 11月末に要旨の公表をやって、出てきた問題点を12月で対応、検討とありますけれども、12月は委員会の開催予定が8日ですよね。それはスケジュール的には大丈夫なんですか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【村手参事官】 11月末が法定期限でございまして、いつ公表になるかというのはまだ決まってははいないんですが、できる限りそれまでに取りまとめた資料をもって、御説明をさせていただいて御議論の取っかかりとさせていただきたいというように思っております。

【上田委員長】 ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に、第3の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について」、説明を事務局にお願いします。

【村手参事官】 それでは、資料6と資料Bで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料6から御説明をさせていただきます。政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施計画ということでございます。

参考のところから御覧いただきたいと思いますが、前回の委員会でこの参考に掲げてございます6回のフォローアップ説明会の実施計画をお認めいただきましたので、早速募集に入ったところでございます。そうしましたら、申込者数が御覧のように非常に大きくなりまして、特に東京会場673名、大阪会場306名、名古屋会場155名と、当初、1講座百二、三十名の規模を考えていたわけでございますが、それより大幅に上回る申し込みが来たところでございます。急遽、2人がけを3人がけにするというようなことで対応してもどうしても東京と大阪についてはちょっと入りきれないというようなことになってまいりましたので、4回、東京3回、大阪1回の追加をお願いしたいということでございます。

それから、B-1、B-2の資料でございますが、このフォローアップ説明会において、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会において政治資金監査に関するアンケート調査を行っていただいておりますので、その内容についてもこの説明会で御紹介いただけるというような形になっておりますので、その概要について資料として用意をさせていただきます。また、これについては、各々の団体で公表前のものでございましたので、委員限りの資料として出させていただきます。

B-1でございますが、日本公認会計士協会さんの方からのものでございます。7月13日から31日までのアンケートでございます。2ページ目をお願いいたします。政治資金監査の実施状況ということで問われておりますけれども、71.7%の方は契約に至らなかったというような回答でございました。そして、アの政治資金監査マニュアルに沿って、滞りなく実施することができたという方が17.9%、若干の疑義等が生じたけれども、特段の問題には至らずに実施することができたというのが9.2%というようなことでございます。政治資金監査契約を締結したものの途中で断念したという方が、2名いらっしゃったということでございます。

3ページでございますが、具体的にどのような疑義が生じたかというようなことで原本

の保存状況に不備が認められたですとか、政治資金からの支出日と領収書の日付が異なっていたというようなこと、また、クレジットカードの取り扱いについての疑義、また、会計責任者が全くの名ばかりで実務を全く知らなかったというような御意見もございました。

次に、4ページでございますけれども、先ほどの契約に至らなかった方についての理由でございますが、直前になり極めて低廉な報酬での業務を要求されたためというようなことでお答えいただいております。

また、今後の政治資金監査制度について、どのようにお考えになるかということでございますが、現状のままでいいという方が11.6%、現状のままでやむを得ないという方が37.8%、見直しが必要だという方が43.8%というような結果でございました。

その見直しが必要だという方にどんなことを見直すべきかというようなことを書いたのが5ページでございます。主な意見として複式簿記を導入すべきですとか、国等の費用負担で政治資金監査を実施すべきとか、また、適正な報酬で行われているか疑問といった意見、支出の事実の検証作業に「監査」という言葉が使われているという点等々が意見として出てきてございます。将来的に見直しを検討してはどうかという点については、政治家、担当秘書への研修が必要ではないかといったような意見も出てございます。

また、日税連さんのアンケート調査結果でございます。資料B-2でございますが、契約団体の方の監査日数、監査時間、使用人を使用したかどうかについて問うていただいております。監査日数については、1～5日という方が86.4%ということでございます。また、監査時間についても、20時間以内という方が76.4%、使用人なしという方が、48.4%というような結果でございました。使用人ありの場合の平均人数としては1.46人というようなことというふうになっております。

それから、2ページ目でございますが、国会議員関係政治団体と契約した経緯を聞いてみますと、国会議員側からの要請といったことが61%を占めているということでございます。国会議員関係政治団体との関係での問題ですとか、また、会計責任者との関係での問題について、問題なしという方がほとんどなんですけど、寄せられた意見といたしましては、資料等の不備があった、また、監査制度についての周知不足があったとか、また、報酬の値引き要請があったとか、また、日程調整が非常に難航してしまったというような御意見が寄せられております。

3ページでございますが、実務の中での問題点ということでお聞きいただいている項目ですけれども、若干問題点ありということが32%という形で出てございます。現行監査

制度の不備とか、領収書関係といったところが項目が多くなってございます。また、4ページにわたって、税理士の方々への研修で必要と思われる事項ということで、研修内容全般についての御提案で見ますと、実務・実例研修等の実施といったことが45件と一番を占めております。また、研修内容の個別的な御提案ということで見れば、特に政治資金規正法とか、公職選挙法等の法令の研修をしてほしいといった御意見が多くございます。こうしたアンケート結果についても、公認会計士協会や日税連さんの方からフォローアップ説明会の場において御説明していただく予定にしております。

以上でございます。

【上田委員長】 はい、ありがとうございました。何か御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言いただきたいと思っております。池田委員、どうぞ。

【池田委員】 税理士会の方から出ておりますアンケートは、これで全部ではないんですね。実際のものをお渡ししておりますか。これは、どういう基準でこういうふうにかットされたんですか。

【上田委員長】 はい、参事官。

【村手参事官】 日税連さんの方にアンケート結果をまとめていただくようお願いをして、まとめていただいたものです。

【池田委員】 原本は行ってませんか。

【村手参事官】 原本は、いただいております。

【池田委員】 ということは、この資料は、私の方から出たもの？

【村手参事官】 はい、つくっていただいて。

【池田委員】 すみません、これが全部なんですね。これが、本日出ている分ですね。この本日出た分は私の方から出したやつですか。

【村手参事官】 はい。

【池田委員】 わかりました。

【上田委員長】 ほかに何か、御意見ございますでしょうか。

では、次の議題に移りましょうか。第4の議題「登録政治資金監査人の登録者数及び研修について」、説明を事務局にお願いします。

【村手参事官】 それでは、資料7で御説明をさせていただきたいと思っております。9月10日分の登録分までの登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況について取りまとめさせていただいております。登録者数につきましては3,738名ということになって

ございます。

裏面にわたりまして、研修の実施状況でございます。9月8日現在で、累計で3,603名の研修を修了させていただいているということでございます。

以上、御報告をさせていただきます。

【上田委員長】 はい、御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言ください。よろしゅうございますか。

では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして事務局からお願いします。事務局長。

【江村事務局長】 政治資金監査マニュアルの改定につきましては、これまで委員の皆様方から御意見を賜りまして、また、パブリックコメントを経まして、本日御決定をいただきました。また、これと合わせましてQ&Aの方の改定も決定をいただいたところでございます。本委員会終了後、総務省の会見室におきまして、ブリーフィングを行う予定でございます。

また、本年度下半期の委員会審議事項につきましても、お示ししていただきましたところでございます。内容につきましては、今後委員の皆様方の御意見を賜りながら、さらに整備を進めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 はい、よろしく申し上げます。

その他、事務局からありましたらお願いします。

【村手参事官】 今、局長からのお話もありましたが、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングをこの委員会終了後にさせていただきます。

本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【村手参事官】 次回の委員会についてでございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、12月8日の水曜日の午後3時に開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございます

た。